

**日程第19 議案第8号 橋本市暴力団排除
条例について**

○議長（井上勝彦君）日程第19 議案第8号
橋本市暴力団排除条例について を議題とい
たします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）橋本市暴力団排除条例
についてお尋ねいたします。第2条において、
今回、条例の中で定義を置かれているんです
けれども、この（4）で「市民等」というこ
とで、「市民及び事業者をいう。」と、ほかの
橋本市の条例の中で、市民と事業者、それと
「市民等」を定義で置かれている条例はほか
にございますか。まず、この一点。

2点目としては、市民とは具体的にどこを
指しているのか。それと、事業者とは何を指
しているのか。

それと、最後に4点目として、第6条の措
置とは、具体的にどのようなことを講じられ
るのかということをご説明お願いいたします。

○議長（井上勝彦君）49ページと52ページで
すね。

総務部長。

○総務部長（那須浩二君）「市民等」と定義を
改めて設けている条例があるのかというこ
とでございますが、私の記憶の中ではなかつた
かと思えます。

そして、この市民の定義でございますが、
この市民というのは、この市内に住所を有す
る者、いわゆる住民票の登録のある者という
ことだけではなく、多くの市内から市外へ出
られたというか、市内に関連する方を含むと

いうふうな解釈ということで、県の県民の解
釈と同様に考えております。県条例での県民
の解釈でございます。

次に、事業者ということでございますが、
事業者というのは同種の行為を反復・継続・
独立して行う、そういう事業を行っている、
それを事業者ということで定義をしております。

すいません、もう一点、51ページでしたか。

（「第6条」と呼ぶ者あり）

○総務部長（那須浩二君）第6条のどの点で
したか、もう一度、申しわけございません。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）どのような措置を
講ずるかという、次に掲げるということでご
ざいですが、契約等におきまして暴力団の排
除、もしくは第2項では下請のとした場合の
契約の解除を含めたことを、現在は下請を設
けた場合、契約の解除ということは、橋本市
建設工事等暴力団排除対策措置要綱の中では
暴力団の関係者を使用してはならないという
ような定義付けはあるんですが、明確な定義
付けがございません。よって、この条例が制
定されれば、契約書の中で下請等を設けた場
合は、契約の解除要綱を設けてまいりたいと、
そのように考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）一つ目の質問は、ほか
に定義置かれてますかというふうに、ちょっ
と聞かせていただきましたけれども、今回の、
この暴力団排除条例だけが、この定義で細か
く市民を定義付けていることになりますよね。
本来こういったものというのは、市民がだれ

で、事業者がだれでというのを、包括的に定義付けを置く必要があると思うんです。はっきり言いますと、自治基本条例であったりとか、こういった部分で一番中心となる条例があってこそ、この市民の定義付けというのが明確に出されてくるはずなんですけれども、今回、この排除条例でこの定義を置くという部分で、こういった地方自治の一番根幹となる条例、自治基本条例であったりとかが置くべきだと思うんですけれども、この点に関して、どのように思われているか。

それと、先ほど、市民と事業者のことに關して説明してくださいと申しましたけれども、今の答弁でいくと、県の条例で県民をあらわしているのと同様であると。市にはないんですね。市民をしっかりと定義付けるべきではないでしょうか。というのも、ここ、ちょっとこの暴力団排除条例に関しては、市内に住んでいるだけではなくて、通勤もしくは通学する個人も指すべきじゃないでしょうか。

それと事業者に関しても、これは法人という形、それと商店であったりとかも事業者とみなせるかと思しますので、これは事業を行う個人もあらわすはずで。それと、その他の団体というのもございます。こういった部分で、不明瞭な条例を今つくってしまうということについて、どのようにお感じなのか。これからどのように対応されていくのかを再質問させていただきます。

それと、4点目の質問、措置に関してですが、これは先ほどの部長の答弁で契約に関して触れられましたよね。私も契約だと思うんです。契約に関しては、市は規則を置いておられます。この契約事務規則自体にも、今回のこの条例の措置部分を置いておく必要があると思うんですけれども、今後、この規則に追加されるお考えはあるかどうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）先ほどの県民並びに事業者の分、言葉足らずで申しわけございません。市民という定義でございますが、改めてご説明をさせていただきたいと思いますが、まず、やはり市民、市内に住所を有する方、当然この方は市民ということでございます。それ以外に、いわゆる生徒、学生ということで市内へ通学されております。学校教育法の学校での教育指導ということも、この条例の中でうたっておりますので、その方も対象としておりますということでございます。

（「条例たくさんあります。どの条例ですか」と呼ぶ者あり）

○総務部長（那須浩二君）第9条で、学校教育法第1条に規定する学校という形で学校等をうたっております。こちらのほうでの教育指導ということであつておりますので、これらも対象というふうに考えております。

次に、事業者でございますが、事業者におきましては、個人事業者または法人、これはいずれも事業者というふうに考えております。

そして、第6条で言われました、現在市の条例・要綱等ということでございますが、現在、暴力団の排除に対しましては、橋本市建設工事等暴力団排除対策措置要綱並びに橋本市建設工事契約に係る指名停止基準等を設けて、暴力団に関しては契約を締結しない旨の要綱を定めております。改めてこの下請関係におきまして、要綱なり基準に追加していくかということにおきましては、各委員会のほうでこの条例が制定されますと、検討させていただきます。なお、契約書のほうには、先ほども申し上げましたが、その解除要綱をうたってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにございませんか。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）第1条の2行目、「大きな脅威となっている現状に鑑み」とありますが、大きな脅威というのは、具体的にはどういうことを指しておられるのか説明いただきたいと思います。

それと、50ページですけど、第4条の第1項、2行目で、「暴力団排除に関する施策を総合的に策定し、推進する責務を有する。」と、具体的にはどのような施策を考えておられますか。

次、53ページなんですけども、第7条のところで、53ページの上、「当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。」と。このとき、これは裁量で取り消さなくてもよいと。使用の承認をしてもよいというような裁量の余地がある規定だと思うんですけども、これによれば、このとおりだとすれば、直接担当する人、判断する人、あるいは市長とか教育長、その他の法人の代表者、これらの人がしんどいと。やっぱり社会的に脅威を感じるような団体からこういうことをやりたいと言われたときに、だめだと言うのはしんどい。こういう裁量の余地を残すということは、しんどければ安易なほうに流れる。自分が楽なほうに流れる。ということは、暴力団の有利なような判断をする危険性が極めて強い。したがって、これは使用を承認してはならないというべきであるし、取り消すことができるじゃなくて、取り消さなければならない、と。そしてはじめから契約するときに、これは暴力団には使用させませんと。もし、途中でわかったときでも、取り消しますよと、そういう内容で契約すれば、途中でわかれば取り消せると。

ということは、はじめからこういう、はじ

めはだまして、偽装しても、途中でわかれば取り消せるとなれば、申し込んでこない。事前抑制の機能もあると私は考えます。もし、市長とか教育長、あるいはほかの公の団体が、裁量で認めてもよいと。これでは認めてもええことになる。取り消さなくてもええことになってますよね。そしたら、いろんな事例が出てきて、あの場合には認めた。あの団体は認めてる。教育委員会は認めている。市長は認めた。今はどうしてこれ、だめなんだと。そういうことで突っ込んでこられたら、なかなか担当者、判断者としては拒否できない。それだけ腹くくって担当する人は、僕はいないと思うので、頼りない人ばかりだったら、はじめからそれでも負けないような制度をつくっておかないとだめだと。

恐らく、これは市職員がつくったんじゃないくて、県庁からこれでやっておきなさいよというて例文もらって、そのまま出していると。そういうことだと私は勝手に推測するんですけども、やはり、社会の脅威となっている暴力団に対抗して市民を守る、団体を守る、事業主を守るという観点からは、こんな生易しいことで本当に目的達成できるんですかね。だれが市長になっても、これはだめなんだと。条例でこうなっているからだめなんだと、はっきり明快に言えるような形にしておかなければ、極めて危ういと考えます。

そしてもう一つは、第9条の、これは教育委員会と関連すると思うんですけども、54ページ2行目から3行目、「暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。」と、これは教育委員会としては、どういう具体的な措置を考えておられるんですか。

以上、何点かについてご答弁願います。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）多くのご質問をいただきまして、万が一抜けたところがありましたら、改めてご指示いただければと思います。

まず一番最後のところから入らせていただきたいと思います。第9条におけます適切な措置ということでございますが、これは小学校、中学校、高等学校等におきまして、教育委員会が必要に応じて教育がなされるよう指導を行うことや、適切な教育が実施されるよう、講師として警察職員等の派遣を依頼することなどということでの措置ということでございます。

次に、第7条でしたか、これができる規定になっているということでございますが、できる規定となっておりますのは、暴力団員風の方が施設の利用を申し込んだからといって、その段階で直ちに暴力団員であると判断することは困難でございます。また、暴力団員といえども、個人的な利用や家族での飲食利用等ということの、家族での利用という場合がありますたら、これを制限できるものではないのではないかということでございます。

そして、この運営に資することになるという中で、実際、実務上は判断するのはなかなか、最終的に判断するのは管理者ということになるのでございますが、判断するのはなかなか難しい中で、施設管理者から警察への相談、照会を行いまして、警察が保有している暴力団員等該当性情報や捜査結果等々、突合、分析をいただいて、疑わしい場合はこの結果を踏まえて施設管理者、そして警察と協議の上、判断をするということになってございます。

次に、第4条の暴力団排除に関する施策を総合的に策定し、ということでございますが、これはいわゆる暴力団排除における教育等のための措置や知識の普及を図るというような

形でございます。

そして、最初の第1条の、大きな脅威ということでございますが、これは社会的ないろんな事件等で起きました中で脅威が出てくる。そして、いわゆる薬物等の関係とか、そういうことが現状出ておりますということでございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）教育委員会としての見解をまだ聞いていません。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）ここでいう、教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとするということにつきましては、子どもたちが規範意識を高める、あるいは暴力団からの被害を受けないように警察職員から直接指導を受けたり、あるいは警察からもらった情報をもとに、教職員が子どもたちに指導する、そういう場合が考えられると思っております。

現在、こういった内容に対応する取り組みとして、和歌山県の警察本部に生活安全部少年課に少年サポートセンターというのが設置されてございます。そこが行う事業として、キッズサポートスクールということで、希望する学校、小学校、中学校、対象は小学校2年生と5年生と中学校1年生に、その警察職員が直接学校に出向いてクラスごとに指導していただけるという、そういう活動に取り組んでいただいております。これがまず小学生、あるいは中学生が警察職員から指導を受ける一つの機会でございます。

それともう一つ、橋本市におきましては、学校警察青少年センター連絡協議会というのを設置して、年3回、定期的に開催してございます。そこで学校関係者、小学校、中学校、高等学校、この代表者が出てくるんですけど

も、警察と情報交換したり、あるいは話し合ったりする機会でございます。そういった機会を利用しながら、情報をいただいて各それぞれの学校の子どもの指導に資するというふうなことが、適切な措置かと思っております。

ただ、緊急を要する場合につきましては、その都度、警察から情報をいただく。状況によっては警察から直接子どもたちに指導していただく。情報に基づいて教職員が指導する。そういう緊急な対応も状況によっては必要かと思っております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）ありがとうございます。先ほどの、特に第7条の任意規定を義務規定にすべきだという話なんですけども、暴力団にも個人的な権利があると。家族と一緒に飯食べる行為をすることは、それはそうです。今ここで、この制度自体が何を問題としているか。暴力団が市民に脅威となっている、その利益を図るようなことがあってはならないという話でしょう。そうだとすれば、この第7条というのは、暴力団とわかった時点の話をしているんでしょう。暴力団風の人がどうのこうのという話じゃなくて、これが暴力団とわかった場合には認めないとか、契約を取り消すとか、そういう話を私はしているんです。そういう話になれば、やはり現場の判断者、対応する人、あるいは最終的な決定をする人、この人にしんどい思いをさせなくても、これは取り消しますよと。途中でわかってでも取り消しますよと。それだけでも大きな抑止力になる。これは途中でわかったら取り消されるから、はじめから利用を申し込まないでおこうと。例えば、市民会館とかアザレアホールとか、いろんな公の施設を利用することが問題となっている、これの話で

しょう。そうだとすれば、総務部長の答弁は的外れですよ。

それと、義務規定、取り消さなければならぬ、あるいは認めてはならないと、こういうことにすることについて、市長のご判断を、私は、これは橋本市が暴力団の食い物になるかどうか、そういう話なので、適当に流してええ話違うんですよ。市長のご見解を受けたいと思います。

○議長（井上勝彦君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）松浦議員の質問にお答えしたいと思います。暴力団排除条例の問題、これは今、9月議会で県下一斉に提出して議論を重ねておる状況でございます。これは地域によって防災対策の条例とか何でとかいうと、それぞれの個性はありますけど、地域差はありますけども、この問題については県条例も既に終わっておるわけですが、市としましても十分時間をかけて、そして県下9市との意見交換も重ねながら、統一的と言いますか、橋本市だけ特殊なもんやと私は考えてございません。あらゆる角度から煮詰めた上で、間違いのないもの、そういうものを精査した上で、ひとつ議論を講じていただくということが望ましいと思うわけでございます。

また、万一にも今後のこの排除条例で、やはり不十分な部分があるとすれば、その都度慎重に、速やかに条例改正を進めていく。そういうことございまして、よそとの格差はあまりあるべきものでもない。私はそう判断をいたしてございます。十分検討の上に検討を加えた上での条例であるということの自信を持ってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）12番 清水君。

○12番（清水信弘君）これは大変結構なこと

で、かなり締めつけがきついので、結構なことだと思います。ただ、今まで、さっきからも出てきてますけども、暴力団風という表現がありましたけども、その筋の方には、あ、そうやなと見えるものがあつたと思うんです。しかし、これだけきつくなってくると、見分けがつかなくなってくると思うんですよ。だったら地下へ潜るといってもないけども、マフィア化してしまつてわからなくなると。そういった、気がついたらえらいもめごとになっていたとか、そういうふうにならないとも限らない。そういったご認識は当局にあるのか。前のお三方、どなたでも結構ですけども、そういった考えをお持ちかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）確かに入札の関係で、暴力団の排除ということで、要綱でやっております。そんな中で一番問題になるのが、暴力団の定義の中に入るか入れへんかということでございます。ということで、現在やっておりますのが、警察のほうへ照会をかけた話になります。それで即日にかかるということじゃないようでございます。そういうことで、過去5年前までは暴力団であっても、5年間たつたら暴力団でないという定義も、暴力団の法律の中であるようでございます。ということで、暴力団まがいと暴力団であるということの仕分けというのが非常に難しい。法律的に言いましたら、そういうことになっております。ということで、うちのほうでも常に警察と連絡をとりながら、照会をかけながらやっているというのが現状でございます。

○議長（井上勝彦君）12番 清水君。

○12番（清水信弘君）ちょっと答弁の方向が違ふと思うんですけども、要するに、一般的に生活していて、入札とかに関係なく、暴力団の人と見分けがつかないということにつ

いて、つかなくなるというおそれがあると。これだけ締めつけると。そういった考えというか、そういう認識をお持ちかどうか。わからなかったら仕方がないんですけども、そういう可能性というか、わからないということの、私なんかかえって心配しているわけですね。暴力団、だいたいそのような格好をされてるじゃないですか。あ、もう問題起こすまいと。一歩も二歩も引きますけれどもね。こういったことを締めつけて、締めつけて、締めつけてやってしまうと、地下組織化してしまつて、恐らく見分けがつかなくなってしまうと思うと。問題を起こした場合に、暴力団だったと。さあどうしようという格好で、この条例等をつくることによって、そういうことになってしまわないかという心配があるんです。そういう認識はお持ちですかということです。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）ちょっと答弁が違つてましたようで、この条例ができる、できやんにかかわらず、現在でも見分けはしにくいです。ということで、これができたから地下へ潜つたということじゃなしに、現在、暴力団じゃないものにそういうことをしてしまうということは、これはまた問題になりますし、それを適用できるか、でけへんかというのが一番問題かなということで、法律に関係なしに、この法律をつくる、つくらない関係なしに、現在でも暴力団と言えるか言えないかということについては、難しい問題が現在もあります。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）私はこの条例自体に対してはあまりないんですけども、最後に規則委任が必ず出てきます。新規条例でも、どの条例でもね。これは以前にも申し上げたことがあるんですけども、条例だけでなく、条

例の規則を見てはじめてその条例がわかるということがあるんですね。それと、規則は実際の細則を決めるということなんですけども、そこに結構重要な条項が含まれるということがあります。ですので、確かに議案として出すべきものではないんですけども、特に新規条例を出される際には、規則もともにお出ししていただきたいと。私、何回か申し上げたことがあると思いますが、この点についてご見解をお示しいただきたいと思います。確かに時期的に難しいのはわかるんですけども。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）ただ今、この暴力団排除条例につきましては、先ほど市長のほうからも答弁ありましたように、県下並びに全国的に今制定をされているところでございます。県下の多くもこの9月でほとんどの自治体が上程をされておると聞いております。そういうことで、条例の制定ということでございますが、規則、細則、要綱等につきましては、現在のところ、まだ考えておりません。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）提出時期の話が、とりあえず条例を先につくって、規則とか細則ということになっていく手順はわかるんですけども、これが承認案件にならないというところが、ものすごく問題があるところなんです。その細則と言いますか、運用の仕方、規則、細則が、これが大事な部分になってくるので、今後も承認案件でないといたしましても、議会にできるだけ示していくようにしていただきたいと思うんですが、この点に対して、この条例についてもそうですけども、それ以外の条例についてもお考えはどうでしょうか。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）ただ今の中西議員のご質問にお答えをさせていただきます。確かに、規則ができておれば、当然これまでもセットで付託された場合も含めまして、出させていただいていると思いますし、今回は、まだそれよりも統一的に、まず条例をという方向ですので出しておりませんが、今後もそうした姿勢でまいりたいと思います。

○議長（井上勝彦君）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第8号につきましては、総務委員会に付託をいたします。

日程第20 議案第9号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第20 議案第9号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、

で、討論を終結いたします。

これより議案第9号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第10号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第21 議案第10号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番(松本健一君) ちょっと条文の中ですけれども、第1条の3、「預かり保育料の額は、日を単位とし、子ども一人当たり日額500円とする。」とありますけれども、こども園を含む保育所との整合性はどのようになっているか、ご説明をお願いいたします。

○議長(井上勝彦君) 教育次長。

○教育次長(山本芳弘君) こども園における短時間児の預かり保育につきましては、平成21年4月から高野口こども園が開園しており、その時点からこういう形で預かり保育を実施しており、1日500円ということで運用しておりますので、今後については同じ短時間児、片一方は幼稚園児になるんですけども、同様というふうな形となります。

○議長(井上勝彦君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ないようですので、こ

れをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第22 議案第11号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第22 議案第11号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番(阪本久代君) この条例の一部改正は、幼保一元化5カ年計画に基づいて、すみだ保育園、隅田幼稚園とが統廃合して、すみだこども園になるということでの改正なんですけれども、共産党としましては、この幼保一元化5カ年計画については、もうずっと反対をしてくるし、また、これを進めるということは、公的保育の放棄につながるのではないかなというふうに心配をしております。

また、これからまださらに、計画では3園のこども園をつくるということになっていますが、そのことによって、それプラス今また子育て支援システムということが検討されてきています。それとあわせて、余計にどの子ども健やかにというか、保育を受けられるような条件が、例えば所得の差によって条件が変わってきたりとかということにならないかという心配もするんですけども、これからのこども園計画によって、保育に差がつくようなことがないかどうかお尋ねいたします。

○議長(井上勝彦君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君) 幼保一元化5カ年計画、こども園の計画を現在進めておりますけれども、この条例はすみだこども園開設に伴い、すみだ保育園を廃止し、住所を変

更するものでございますけれども、幼保一元化5カ年計画というのは、今まで以上のよりよい保育をめざすという観点に立って、それと働くお母さんの保育に欠ける部分、あるいは欠けない方についても、子どもの養育環境として同一のシステムを提供するという観点から進めておりますので、今まで以上のよりよい保育ができるものと確信しております。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今まで以上によりよいものということ言えば、先ほどの短時間児の預かり保育の500円というのも、矛盾が出てきていると思うんです。短時間児と長時間児が同じ園でいるということ、今まででしたら短時間児は夏休みがあったと。でも、今は一緒のところ保育をされているので、なぜ短時間児は夏休みがあって長時間児はないのかとか、そのいろいろと一緒にしたことによって、また矛盾も、これからさらに預かり保育の点でいっても出てくるのではないかなと思うんですけれども、それと、子育て支援システムになれば、今は措置ですけれども、その措置制度が契約に変わっていく。

また、今でしたら保育園は所得に応じた保育料ですけれども、それが時間によって保育料が変わってくるというふうなことも言われてますので、それを民間ばかりで受け持っていくということになっていけば、結局、お金のある、所得のある家庭の子どもさんは受け入れるけれども、預けられるけれども、所得の低いというか、それだけの保育料を払えない家庭の子どもさんは行くところがなくなるということにつながるかなという心配をするわけです。

そういうところからいっても、このこども園計画を進めていくということは、本当に今以上に良い保育を追及する、できるんだということですが、本当にそのように考え

られているんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）新しい保育システムは、国のほうからいろいろ検討している内容について報道等で拝見するわけですが、まだきちんとしたもの、どういう方向になるか私自身もつかめておりません。

それと、こども園なんですけれども、同じ地域の子どもたちが、親の働いているか働いていないかということによって行く施設が違う、働いているお母さん、お父さんのいるところについては保育所、働いてない方については保育所に行こうにも行けないと。幼稚園へ行くと。教育的な観点も保護者の方、それぞれ考え方という部分もあるんですけれども、そういうことじゃなくて、地域の子ども、同じ施設へ行ってもらっていいんじゃないかと。同じ小学校へ行くのと同じ感覚で、就学前の養育環境を提供できればいいんじゃないかということでこども園があります。

こども園の特色の一つとしまして、お母さんが働いてなくて、短時間児のほうへ、幼稚園の教育のほうへ子どもさんを入れたと。そして、働きだしたらまた今度は保育園のほうへ行くんですけれども、保育園のほうは園によっては定員いっぱい入れないというような状況もございます。それら働くようになっても、あるいは働きをやめても、同じこども園の中で転園ができる、転園というか同じ施設の中で長時間児から短時間児、短時間児から長時間児へという移行ができるわけなんです。施設を変わる必要がないと。せっかく友達をつくっても、園が変わるとするのは子どもたちに非常にリスクが、負担になりますので、そういうことを避けたいと。そして、地域の同じ小学校へ行ける環境を提供したいというのが一つの大きな柱でございますので、そういった観点から、非常に子どもたちにと

っても、お母さんにとっても、今まで以上に利益があるんじゃないかと思っております。

それと、運営を私立に任せてしまうということなんですけれども、あくまで公立園としてこども園計画を進めております。最終的な保育の責任につきましては、リスク分担という、役割分担はあるんですけれども、最終的な保育の責任については市が負うと。そういうことで、一つの約束事で進めておりますので、そういった環境でお互い運営法人と話をしていけば、情報交換、意思疎通をしていければ、今まで以上の保育が見込めると、そういうように思っております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議がありますので、

起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第12号 やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第23 議案第12号 やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）平成23年10月1日を平成24年3月2日に変更ということなんですけれども、約5カ月遅れるということなんですけれども、その遅れるに至った主な理由、地震等の関係もあると思うんですけども、その辺の理由をまず教えていただけますか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

やどり温泉いやしの湯の施設につきましては、これまで平成23年10月の開業をめざして工事を行ってきました。その中でやむを得ない追加工事と、先ほど議員がおっしゃられました東日本大震災の影響による工事資材の納入の遅延等のため、工期を延長することになりました。施工の現場は10月中旬に竣工する予定でございますが、その後、営業を行うための法的な手続き等に期間を要する中で、営業開始は早くても来年の1月になると思われまます。冬季の閑散期に営業するのは指定管理

者の意欲的なものを損なう懸念もあることから、集客につながる適正な開業時期を検討した結果、平成24年の春、3月2日に開業するのが望ましいと判断をいたしました。このことから、やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の施工期日を改正したいと思います。

なお、開業につきましては3月1日ではなく3月2日といたしましたのは、金曜日を開業日とし、翌土・日曜日に、週末にオープニングイベントを予定していることからでございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

そのやむを得ない追加工事等のお話は、多分これ、請負の金額が変更になっている部分で、また聞けばわかると思うんですけども、ちょっと一点、よくわからなかったんですけども、地震等によって明確に工事が遅れてという部分も今の答弁の中にはあったと思うんですけども、仕方のない理由で開業時期が遅れるのはいたし方ないとしても、ただちょっと一点引かかるのは、約5カ月もの遅れという中に、一番の問題は、工事の遅れも含まれて、プラスアルファ地震の影響も受けて5カ月遅れてるのかなというのがちょっと、もしそうやったら問題ありかなと思ったので質問さしてもうたんです。例えば、地震の影響、追加工事の影響もあると今聞いたので、半分は理解しておるんですけども、もしこれが地震だけの遅れで5カ月も遅れるとは、ちょっと考えにくいんです。まあ言えば、地震発生から半年ちょっとたちましたけども、ということは5カ月間工事してなかったんかというわけでもないの、その辺の整合性というか、その辺はどういった理由で、その追加工事も含めて、すべてにおいて5カ月遅れるという調査というか、認識はきっちりされているか

どうかというのだけ確認させていただきます。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

工事的には、10月中旬に竣工されます。その中で、冬季の、冬のお客さんの少ない時期等については、このやどり温泉を開業するについては、先ほどもご答弁させていただきましたが、指定管理者の意欲等を損なう関係もありまして、気候のいい春にということの中で、3月に開業させていただきたいということの中で、今回の条例を改正させていただきますので、全部が5カ月がそうという形ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後 1 時まで休憩をいたします。

(午前11時52分 休憩)